作成日：　2005 年 10 月 11 日
改訂日(V.8)：　2016 年 12 月 28 日

安全データシート

１．化学品及び会社情報

化学品の名称：　**ベニカＤＸ**

会社名：　日本農薬株式会社
住　所：　〒104-8386 東京都中央区京橋 1 丁目 19 番 8 号 京橋ＯＭビル
担当部門：　環境安全部
TEL. 03-6361-1426,　FAX. 03-6361-1451
e-mail: kankyouanzen@nichino.co.jp
緊急連絡電話番号：(平日)　03-6361-1426（環境安全部）
(休日、夜間)　04-2929-8961（ＡＬＳＯＫ）

推奨用途及び使用上の制限：家庭園芸用エアゾール殺虫殺菌剤
ＳＤＳ番号：　５２９－１２(Ｍ０５－１８)

２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

健康有害性	急性毒性(吸入：ガス)	区分外
	急性毒性(吸入：蒸気)	区分外
	急性毒性(吸入：粉じん、ミスト)	区分外
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分１(中枢神経系、腎臓、全身毒性) 区分３(麻酔作用)
環境有害性	水生環境有害性(急性)	区分１
	水生環境有害性(長期間)	区分１

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

ＧＨＳラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	臓器(中枢神経系、腎臓、全身毒性)の障害 眠気又はめまいのおそれ 水生生物に非常に強い毒性 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】

- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 取扱い後は手をよく洗うこと。
- 必要なとき以外は環境への放出を避けること。

【応急措置】

- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師の診断を受けること。

■ 漏出物を回収すること。

【保管】

■ 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

■ 施錠して保管すること。

【廃棄】

■ 内容物、容器を法、条例等に従って安全に処理する。または都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

他の危険有害性：　エアゾール原液(噴射剤を除いた成分)は引火性液体(第四類第二石油類)なので、取扱いには充分注意する。エアゾール缶なので、熱すると容器の破裂や爆発の危険がある。

３．組成及び成分情報

化学物質･混合物の区分：混合物

有効成分化学名(一般名)

1) 2 - ターシャリーブチルイミノ - 3 - イソプロピル - 5 - フェニル - 3,4,5,6 - テトラヒドロ - 2H - 1,3,5 - チアジアジン - 4 - オン （一般名 ブプロフェジン）
2) 3-フェノキシベンジル dl-シス/トランス-3-(2,2-ジクロビニル)-2,2-ジメチル-1-シクロプロパンカルボキシラート （一般名 ペルメトリン）
3) α-ブチル-α-(4-クロロフェニル)1H-1,2,4-トリアゾール-1-プロパンニトリル （一般名 ミクロブタニル）

成分及び含有量：

成　　分	含有量	CAS No.	安衛法 No.	化審法 No.
ブプロフェジン	0.1%	953030-84-7	8-(7)-839	―
ペルメトリン	0.2%	52645-53-1	4-(7)-993	(3)-4010
ミクロブタニル	0.1%	88671-89-0	8-(3)-968	―
〈その他〉				
イソプロピルアルコール	14.2%	67-63-0	2-(8)-319	(2)-207
		安衛法表示･通知対象物質		
ﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙﾓﾉﾒﾁﾙｴｰﾃﾙ	42.6%	107-98-2	(2)-402	(2)-402
		安衛法表示・通知対象物		
ジメチルエーテル	残	―	―	―

４．応急措置

眼に入った場合：直ちに清浄な流水で数分間洗浄する。眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗う。コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合ははずし、その後も洗浄を続ける。医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：汚染された着衣、靴等を速やかに脱がせ、付着部を多量の水と石鹸でよく洗浄する。異常が現れた場合には、医師の診断を受ける。

吸入した場合：　被災者を速やかに空気の新鮮な場所に移す。異常が現れた場合には、直ちに医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：口の中をすすぎ、カップ１～２杯の水を飲ませ、医師の診断を受ける。吐かせてはならない(揮発性液体を含むので、吐かせるとかえって危険が増すことがある)。意識の無いときには口から何も与えてはならない。

５．火災時の措置

消火時の注意：　消火活動には適切な保護具(自給式呼吸保護具等)を着用する。蒸気、煙等の吸入を避ける。温度の上昇を防止するため、当該製品に散水して冷却する。加熱されると容器の破裂や爆発の危険があるので、消火活動には細心の注意を払う。消火水が下水や河川に流れ込まないよう適切な処置をとる。

消火剤：　粉末、泡沫、炭酸ガス、霧状水

使ってはならない消火剤：情報無し。

６．漏出時の措置

当該製品は引火･爆発の危険性があるため、付近の人を風上に避難させ、漏出現場への立ち入りを禁止する。付近の着火源となるものを取り除く。適切な保護具(保護眼鏡、保護マスク等)を着用して、眼や皮膚に触れたり、ガスやミストを吸い込まないようにする。漏出物を土､砂等に吸収させ､密封できる容器に回収する｡その後､汚染された場所を水で洗う。漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い：　局所排気装置を設置し､換気のよい場所で行う｡適切な保護具を着用し、ガスやミスト、液滴を吸い込んだり、眼、皮膚に触れないようにする。着火源となるものの付近では取扱いをしてはならない。作業後は、すみやかに眼、手、顔を洗い、うがいをする。

保　管：　換気のよい冷暗所に保管する。食物、飼料等と離し、無関係者、子供の手の届かない危険物倉庫に施錠して保管する。

８．ばく露防止及び保護措置

設備対策：　局所排気装置を設ける。取扱い作業場の近くに洗眼、洗面、うがい、安全シャワー設備を設置する。

個人用保護具：　状況に応じた適切な保護具を着用する。
保護眼鏡、ゴーグル、保護面、保護マスク、保護衣(長袖・長ズボン、不浸透性)、エプロン、ゴム手袋(耐油性)
作業時に着用していた衣類等は、他のものと分けて洗濯する。

９．物理的及び化学的性質

外観：　エアゾール缶（エアゾール原液は淡黄色澄明液体）
臭い：　データ無し。
比　重：　データ無し。
pH：　データ無し。
引火点：　23.5℃（エアゾール原液）

１０．安定性及び反応性

化学的安定性：　通常の条件下では安定。
危険な反応：　エアゾール缶なので、熱すると容器の破裂や爆発の危険がある。
危険有害な分解生成物：知られていない。

１１．有害性情報

急性吸入毒性(ガス)：全ての成分は区分外または分類対象外なので、区分外とした。
急性吸入毒性(蒸気)：混合物に 1%以上含まれる成分で毒性情報のあるものは、全て区分外であることから区分外とした。毒性未知成分量は 85.8%。

急性吸入毒性(粉じん、ミスト)：
エアゾール原液のラット LC_{50} 値　>6.58 mg/L/4h（死亡例無し）
特定標的臓器毒性(単回ばく露)：
区分１(中枢神経系、腎臓、全身毒性)に分類されるイソプロピルアルコールとジメチルエーテルを、区分１の濃度限界である 10%以上含有することから、区分１(中枢神経系、腎臓、全身毒性）とした。また区分３(麻酔作用)に分類されるプロピレングリコールモノメチルエーテルとジメチルエーテルを、区分３の濃度限界である 20%以上含有することから、区分３(麻酔作用)とした。毒性未知成分量は 0.21%。

(参考のため、エアゾール原液の毒性データを以下に示す。)

急性経口毒性：	ラット LD_{50} 値(mg/kg)	♂,♀ >5000
急性経皮毒性：	ラット LD_{50} 値(mg/kg)	♂,♀ >2000
眼刺激性：	ウサギ	中等度刺激性
皮膚刺激性：	ウサギ	軽度刺激性
皮膚感作性：	モルモット	陰性

１２．環境影響情報

水生環境有害性(急性)：
急性区分１に分類される成分含量から推定し区分１とした。毒性未知成分は無い。
水生環境有害性(長期間)：
慢性区分１に分類される成分含量から推定し、区分１とした。毒性未知成分量は無い。

生態毒性：	製剤のデータ無し。
残留性・分解性：	製剤のデータ無し。
生体蓄積性：	製剤のデータ無し。
土壌中への移動性：	製剤のデータ無し。
オゾン層への有害性：	製剤のデータ無し。

１３．廃棄上の注意

法、条例等に従って安全に処理する。または産業廃棄物処理業者に委託し適切に処理する。
空容器：内容物を使いきった後、適切に廃棄する。

１４．輸送上の注意

容器に異常の無いことを確かめ、転倒、落下しないように積載する。缶に外圧がかからないようにする。

国連番号：	1950
品名（国連輸送名）：	AEROSOLS
国連分類：	2
海洋汚染物質：	該当
緊急時応急措置指針番号：	126

１５．適用法令

農薬取締法
消防法：引火性液体(第四類第二石油類、非水溶性)
毒物及び劇物取締法
毒物及び劇物に該当せず。
労働安全衛生法
有機溶剤中毒予防規則(第二種有機溶剤を 5%以上含有)

表示対象物質(法 57 条、施行令第 18 条)：イソプロピルアルコール(政令番号 494、プロピルアルコール)、プロピレングリコールモノメチルエーテル(政令番号 496)

通知対象物(法 57 条の 2､施行令第 18 条の 2):イソプロピルアルコール(政令番号 494、プロピルアルコール)、プロピレングリコールモノメチルエーテル(政令番号 496)

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

指定化学物質：該当せず。

１６．その他の情報

参考文献

1)JIS Z 7252: 2009、GHS に基づく化学物質等の分類方法

2)JIS Z 7253：2012、GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法―ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

本データシートの記載内容は、この化学品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。また危険性、有害性の評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。